



今月のテーマ **役員給与の決定手続きについて**

過去のTaxNewsにおいて何度か役員給与に関する税務上の注意点などをご紹介してきました。役員給与は税務的な取り扱いが一般の従業員に比べて厳しく定められており、しかるべき手続きを踏んでいない場合、税務調査において否認されてしまうリスクがあります。そこで今回は役員給与の決定手続きについてご紹介いたします。

1. 株式会社の場合

(1) 決定機関

株式会社の取締役の給与を決定・改定する方法について、会社法第361条において「定款に定めがないときは、株主総会の決議によって決める」と規定されています。しかし、中小・零細企業においては取締役の給与決定・改定について定款に記載しているケースは少なく、実際には株主総会で決議される場合が一般的です。

(2) 株主総会での決議事項

株主総会において取締役の給与を決定・改定する方法は2種類あります。1つは株主総会において各取締役の支給金額を決める方法で、もう1つは株主総会では報酬金額の総額のみ決議し個別の支給額は取締役会で決める方法です。これらについても中小・零細企業では取締役会を設置している会社の方が少数であり、前者の決議方法による場合がほとんどです。

(3) 議事録の具体例

株主総会で各取締役の支給金額を決める議事録(抜粋)の具体例は次のようになります。

議案 取締役の役員報酬決定の件
当社取締役の報酬月額を〇月の支給時より下記の通り決定したい旨を議場に諮り、満場一致をもって決議した。
氏名 ●●●● 報酬月額 ××××円

2. 合同会社の場合

(1) 決定機関

合同会社の社員(=株式会社の取締役)の給与を決定・改定する方法は社員総会の決議によります。合同会社は会社法上では持分会社と規定され、株式を発行して出資を募ることはなく、出資者と社員が同一人物となるため社員総会において決議されます。

(2) 社員総会での決議

株式会社と異なり、社員の報酬金額は各人ごとに社員総会で個別に決められます。また決議の方法について「総社員の同意」という形が採られることも株式会社と異なります。

(3) 議事録の具体例

社員総会の議事録(抜粋)の具体例は次のようになります。

総社員の同意書

代表社員 ●●●● の役員報酬を月額××××円とすること。
社員 □□□□ の役員報酬を月額××××円とすること。
2022年〇月支給時より適用する。

以上同意する。

3. 税務上の注意点

役員報酬を決定・改定した際の議事録は、税務調査において根拠資料として提出を求められることがありますので作成することをお勧めします。また過去の[TaxNews](#)でも触れたように定期同額給与の改定時期については注意が必要です。